

利用にあたっての注意事項

- ①一度納付した納付書は決済確認後、すぐに破棄するなどして、再度納付しないようご注意ください。
- ②領収書は発行されません。領収書が必要な人は、市役所、支所や金融機関等の窓口、コンビニで現金で納付してください。納付可能な窓口については、納付書裏面をご確認ください。
- ③納付状況については、アプリや金融機関の納付履歴、納税証明書でご確認ください。
- ④納付後、直ぐに納税証明書が必要な人は市役所、支所や金融機関等の窓口、コンビニで現金で納付して領収書を持参の上、市役所、支所の窓口へお越しください。
- ⑤納期限を過ぎたもの、納付書1枚の金額が30万円を超えるもの、バーコードの印字が無いもの、バーコードが汚損や破損で読み取れないものは利用できません。納付書の再発行は各担当課へ連絡を。なお、全期前納の納付書の再発行はできません。
- ⑥スマートフォン決済アプリで納付が完了すると、納付後の取り消しはできません。
- ⑦重複の納付があった場合は還付の処理を行いますので、各担当課にご連絡ください。
- ⑧市役所、支所、金融機関等やコンビニの窓口で、現金の代わりにスマートフォン決済アプリによる支払いはできません。
- ⑨iPhone 12 Pro MAX、iPhone 13 Pro MAXでモバイルレジを使用すると、バーコードが読み取りづらい事象が発生しております。右のコードのリンク先のページ(モバイルレジ)にて納付が可能です。



民法改正

4月から成年年齢が18歳に

成年年齢の引き下げで **変わる** こと **変わらない** こと



民法が改正され、4月から成年年齢が18歳になります。約140年ぶりに成年の定義が見直されることで、私たちの暮らしにどのような影響を与えるか、注意すべき点を解説します。

成年年齢はいつから変わる ————— 令和4年(2022年)4月1日から「18歳」に

明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていました。この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。これによって、2022年4月1日に18・19歳の人は、4月1日以降、成年となります。現在、未成年の人は、生年月日によって新成人となる日が、右記のとおりになります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

成年に達すると何が変わる ————— 親の同意がなくても一人で契約できるように

成年年齢である18歳になっても、これまでどおり20歳にならないとできないこともあります。具体的な内容を確認しておきましょう。

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと(これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●親の同意がなくても契約ができる(携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードを作るなど)</li> <li>●10年有効のパスポートを取得する</li> <li>●女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲酒・喫煙をする</li> <li>●ギャンブルをする(競馬・競輪・オートレース・競艇の投票券を買う)</li> <li>●中型・大型自動車免許を取得する</li> <li>●国民年金を納める義務を負う</li> </ul>

問い合わせ

- 個人市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)について.....納税課 電話421-6726
- 国民健康保険料について.....国保年金課 電話421-6743
- 後期高齢者医療保険料について.....国保年金課 電話421-6745
- 介護保険料について.....長寿支援課 電話421-6733

成年が結んだ契約は取り消しができなくなります

原則として、未成年者が親の同意を得ずに結んだ契約は取り消すことができますが、成年が結んだ契約は取り消せません。トラブルに巻き込まれないために、以下のポイントに注意しましょう。

- 自分の身を守るためのアドバイス
- 「誰でも簡単に儲かる」話はありません。友人からの誘いでも、怪しい話はきっぱり断り

ましょう

- 実態や仕組みが分からない場合、契約はしない。理解できないものにお金は払わないようにする
- 契約内容や解約条件を必ず確認する
- クレジットカードでの高額決済や、借金をしてまで契約はしない

■トラブルかなと思ったら、一人で悩まず相談を八千代市消費生活センター相談専用番号 電話485-0559

▶相談時間 平日午前9時～正午・午後1時～4時

▶場所 八千代市役所多目的棟/大和田新田312番地の5

春休みを安全に過ごすために

- 不審者に出会ったときは「いかのおすし」を合言葉に!
- 「いかにい・のらない・おお声を出す・すぐに逃げる・しらせる。」を合言葉に、危険から身を回避させる力を育てましょう。
- インターネットの安全な利用を SNSでのトラブルや歩きスマホ・ながら操作による事故などから子どもたちを守るために、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。保護者の理解と見守りが、子どもたちを守ります。
- 愛のひと声を 子ども小さな変化を見逃さず、気になったときは「どうしたの?」と優しく声を掛けましょう。
- ダメなものダメ 未成年の飲酒や喫煙は、非行の第一歩。「ダメなものダメ」の一言が、子どもを非行から救います。酒やタバコの害について、子どもは知識と判断力が不十分です。話し合う機会を持ち、誘惑に負けない強い心を育てましょう。
- 夜の外出は控えましょう 千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後11時～午前4時の間、外出させないよう努めなければなりません。また、保護者の同伴なしに16歳未満の者が午後6時以降にゲーム

広報やちよや市ホームページに広告を掲載しませんか

広報やちよに掲載する有料広告と市ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。いずれも、広告の原稿や電子データなどの作成に係る費用は自己負担です。掲載できる広告は、八千代市有料広告取扱要綱および八千代市広告掲載基準に基づくものです。要綱と基準は、市ホームページに掲載されています。

【広報やちよ】 広報やちよ4・5ページの下部に掲載されます。

▼規格 1枠で使用する場合:縦75mm×横118mm、2枠合わせて使用する場合:縦75mm×横240mm。配色はカラー4色(シアン、マゼンダ、イエロー、ブラック) ▼申し込み・問い合わせ 株式会社サンケイちよば企画/千葉市中央区中央4-17-3 袖ヶ浦ビル 電話043(202)8600

【市ホームページ】 トップページには月間約17万件のアクセスがあります(2年4月～3年3月の平均)。

▼掲載位置 掲載位置はページ下部のほか、トップページには広告がランダムで1枠だけ上部に表示されます。詳しくは、市ホームページに掲載の「ホームページ広告掲載要領」を確認を

▼規格 縦60ピクセル×横150ピクセル。容量20キロバイト以内。データ形式はGIF、JPEG、またはPNG。動画不可

▼掲載料 1か月2万円 ▼申し込み 市が委託する広告代理店に申し込んでください。枠に空きがある場合は、随時ホームページで募集します (広報広聴課 電話421-6704)